

2/4

議会ハラスメントの防止に関する条例

議会では、議員間及び議員と町職員等との間におけるハラスメントの防止と排除のため必要な事項を定め、良好な職場環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、信頼される議会実現に資することを目的とした条例案を制定するため令和7年より検討を重ね、最終案を協議し決定しました。

なお、本条例案は、3月町議会定例会で議長を除く採決の結果、全議員賛成により可決しました。

○条例の主な内容

ハラスメント行為の定義
職員等の定義
適用範囲（議員間及び議員と職員等間）
議員の責務（町民代表としての倫理観等）
ハラスメントの申出（行為を受けた、自認した、事案を把握した等）のときの申出
議長の責務（申出を受けたときの調査対応）
ハラスメント審査委員会（議員全員による審査委員会）
執行機関等への委任（当事者が職員等の場合の委任）
協力義務（執行機関等の協力義務）

外部有識者からの意見聴取（調査・認定・対応についての第三者意見）
措置及び公表等（認定した際の措置及び公表）
異議申立て（措置認定に対する異議の規定）
議長職務の代行規定（議長・副議長の職務代行規定）
研修等（議会での研修規定）
守秘義務（関係者が知り得たプライバシー保護規定）
委任（条例のほか必要事項「施行規則」の議長への委任規定）

条例は、3月5日可決。3月16日公布、施行されました。

3/6

映画「北の流水」制作事業中止に係る対応状況及び今後の方針

えりも町、浦河町、広尾町とともに進めていた、映画「北の流水」は制作中止が決定していますが、定例会会期中の3月6日、製作事業中止に係る対応状況及び今後の方針について説明がありました。

対応状況及び今後の方針

○ 令和8年2月6日に映画「北の流水」製作事業四町長会議を開催し、現在の対応状況と今後の対応方針を協議

(1)映画中止後の状況

映画中止に伴う賠償やキャンセル費用の対応は概ね終了。

令和8年2月16日現在残高7千285万2693円

(2)弁護士を通じた対応状況

監督及び映像会社の代理人弁護士から映画製作準備委員会事務局に、四町長を宛名とする通知書が送付
これに対応するため、事務

局であるえりも町が四町を代表し弁護士事務所と委任契約を締結
弁護士事務所より監督側弁護士へ書面送付
弁護士事務所への依頼に要する費用は製作準備委員会から支出

現在、監督及び映像会社の代理人弁護士と四町の委任弁護士との間で、映画製作事業中止に係ることについて対応が行われている。継続中の案件であるため、内容の詳細については差し控える。

(3)現時点での対応方針

四町長会議で協議した結果、映画「北の流水」製作事業に係る弁護士を介した対応

が解決していない段階で、以下の行動を取ることは事態の混乱を招く恐れがあり適切ではないと判断
①映画製作準備委員会の解散等
②表立った新たな代替事業の策定や実施に向けた準備
③寄附者等への個別の連絡々々寄附者への説明責任を果たすため、何らかの代替事業を実施する必要があるという方向性で一致
弁護士を介した対応が継続中ではあるが、並行して残金を活用してどのような代替事業が実施可能か等の調査は進めていく。

(4)今後の見通し

監督及び映像会社の代理人弁護士に対し、金銭に関するものも含め、疑義や回答を求める必要がある事項が多数あり、現時点で解決時期を見通すことは困難
委任弁護士を通じた対応の進捗を見極めながら、代替事業の計画を策定し、寄附者等への報告を行うとともに実施に向け準備を進めていく方針

佐々木敏議員



クリーンセンターについて

質問①

プラスチックごみについて
現状と回収開始時期、料金回収方法等今後の対応について。

答

令和7年12月の社会文教常任委員会で令和8年4月からプラスチックごみの分別収集を開始したい旨を説明しましたが、保管場所など検討課題が解消されていないことから、令和10年4月から開始したいと考えています。

料金、回収方法等の変更内容については改めて精査しているところですが、開始を早められるよう努めます。

問

高温になるプラスチックごみが焼却炉にダメージを与えることが町民の不利益になることも理解していただき、一

日も早く開始していただきたい。

答

対応策を詰めていきながら少しでも前倒し出来るように取り組んでいきたい。



問

焼却炉の現状及び課題と対策について。

答

焼却炉は稼働後30年目を迎える、職員による毎日の点検や清掃作業の他、専門業者による設備点検を実施しておりますが、職員を交え緊急度合いが高い箇所から優先順位をつけて補修工事を実施しています。現在、老朽化が進んでおり、新年度予算に調査委託費を計上しています。

質問②

ごみ処理の広域化の可能性について

問

広域化実現の課題とその対策について。

答

ごみ処理の広域化については、各自自治体での分別の仕方の違い、処理方法の違いがあり、可能な限り同一の内容に統一させることが課題であると認識しており、いかにお互いが納得できる条件で合意できるかが重要と感じています。緊急時にの対応のためにも、浦河町、新ひだか町の施設への依頼ということでも協議をしていかなければと考えています。

問

えりも町、浦河町のごみの分別方法について。

答

両町の違いはプラスチックごみであり、浦河町は燃やさない、えりも町は燃やす、碎いて埋めるという違いがあります。きれいなものについては資源ごみとして対応しています。

問

他町のごみの受け入れによる懸念事項について。

答

一点目は、両町のごみの分別区分をどう整理するか、二点目は、受け入れ量が処理可能な範囲で収まるか、三点目は、作業量が増えることによる人員の確保と認識しています。



問

クリーンセンターでの課題の解決は「いつ、どこで、だが、どのように」行っているのか。

答

日々の業務の中で様々な課題等が発生しますが、センター長が解決にあたっていますが、専門的な課題もあり、指定管理を委託している衛生協会の担当職員に助言をいただき解決に取り組んでいます。

また、町理事者の判断を必要とする課題もあることから、都度、内容を整理して解決に取り組んでいます。

問

普段から現場の声をどのようにに汲み上げているのか、月例会議のようなものはあるのか。

答

定期的な会議は行っていないが、日々の業務の中で打ち合わせ等を行っている。

問

一般社団法人衛生協会に業務委託をしていて、センター長の必要性があるのか。

答

規定によりセンター長を置くことになっています

問

早い段階で衛生協会と話し合いをして、町にとって、町民にとっていい方策を確立していただきたい。

答

(町長)指摘されたことはもったもなことで対応は常に置かれています。広域化については三町で協力しながら今後の方向性を見出していきたいと考えています。プラスチックごみを焼却することで焼却炉に負荷がかかることを町民に周知していかなければならない思いであり、取り組んでまいります。